

舞樂の渾脫といふ名稱につきて

我が國に行はれた舞樂の中に、渾コ（又作タツ）禪脱と稱する樂のあつたことはよく知られて居ることで、豊原統秋の體源抄にはこれを林邑の樂とし、林邑の僧佛哲に依りて傳へられた旨を記して居る。併しながらこれを林邑樂と見ることは信を措き難き點があり、その語義と共に攷究を加ふべき問題である。

我が舞樂が支那から、もしくは支那を経て傳來したものであることはいふ迄もない。さて支那の書物に渾脫といふ名稱の見えるのは、自分の知る限りに於ては、唐の名臣長孫无忌がこれを用ゐたと記されてあるのが初めてである。新唐書卷三十四、五行志に、「太尉長孫无忌、以烏羊毛、爲渾脫氍帽、人多效之、謂之趙公渾脫」とし、服妖の一つとして掲げてゐる。渾脫氍帽といふのは、渾脫の氍帽といふことか、渾脫及び氍帽といふことか、何れとも判然しないが、渾脫といふ語を後に述べるやうに考へる自分は、この場合これを渾脫の氍帽と解したい。かくの如く長孫无忌によつて流行の端を開いた渾脫氍帽はその異様な特徴に由つたのもあらうが、新たに一種の舞の帽子として用ゐられ、これを用ゐて演じる舞を、遂に渾脫舞と稱することになつたと思はれる。即ち舊唐書卷百八十九下郭山憚の傳に、「中宗數引近臣及修文學士、與之宴集、嘗令各效伎藝、以爲笑樂、工部尚書張錫爲談容娘舞、將作大匠宗晉卿舞渾脫」と見え。通鑑唐紀二十五、中宗景龍三年二月壬寅の條に記したこの事實の胡註に、「長孫无忌